

第1回 欧州サステナビリティ報告に 関するワーキング・グループ

2025年3月
経済産業省 経済産業政策局
企業会計室

ワーキング・グループの進め方（スケジュール）

◆ 第1回 ワーキング・グループの進め方・論点抽出

- 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）・欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の基本情報
- CSRDに関するの最新動向
- ESRS第三国基準（N-ESRS）におけるMixed approachの検討

◆ アンケート結果の集約

◆ 第2回 ESRS第三国基準（N-ESRS）に対するコメントの検討

◆ 報告書のとりまとめ

ESRSの第三国基準に対するコメントとして、スタンスを集約。

1. CSRD・ESRSの基本情報
2. CSRDに関する最新動向
3. Mixed Approachの検討
4. ご議論頂きたい事項

EUにおけるサステナビリティ開示制度（CSRD・ESRS）

- 2023年1月、EUにおいて、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効。
- 2022年11月、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、具体的な開示要求事項を定めた欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の草案を欧州委員会へ提出。欧州委員会において、2023年6月9日から7月7日まで公開協議を実施。ESRSの第一弾（セクターに関わらず適用される業種横断的なESRS）は、2023年12月から施行されている。

企業サステナビリティ報告指令（CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive）

- 2021年4月、欧州委員会は、現行の非財務情報報告指令（NFRD）を改正するCSRD案を公表。
- 2023年1月、欧州議会及びEU理事会による審議・承認を経て、CSRDが発効。

【CSRDのポイント】

- NFRDと比べ、対象企業が拡大。
 - ✓ 全ての大企業、全ての上場中小企業（零細企業は除外）、及び一定の要件を満たす第三国企業へ対象企業を拡大。
- NFRDと比べ、開示要求事項がより詳細に。
- サステナビリティ事項が企業へ与える影響、企業がサステナビリティ事項へ与える影響の両方の開示を要求（ダブルマテリアリティ）。
- 保証を義務化（限定的保証から開始し、保証水準を徐々に厳格化する段階的なアプローチ）

指令に基づき、委任法（基準）において詳細な内容を規定。

欧州サステナビリティ報告基準（ESRS: European Sustainability Reporting Standards）

- 2022年11月、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、ESRSの草案を欧州委員会へ提出。
- 2023年12月から施行。

【ESRSのポイント】

- 全般的基準（2基準）、環境（5基準）、社会（4基準）、ガバナンス（1基準）の、合計12の基準から成る。
- 4つの報告分野（①ガバナンス、②戦略、③影響、リスク及び機会の管理、④指標及び目標）について報告が求められる。

ESRSの開示要求事項

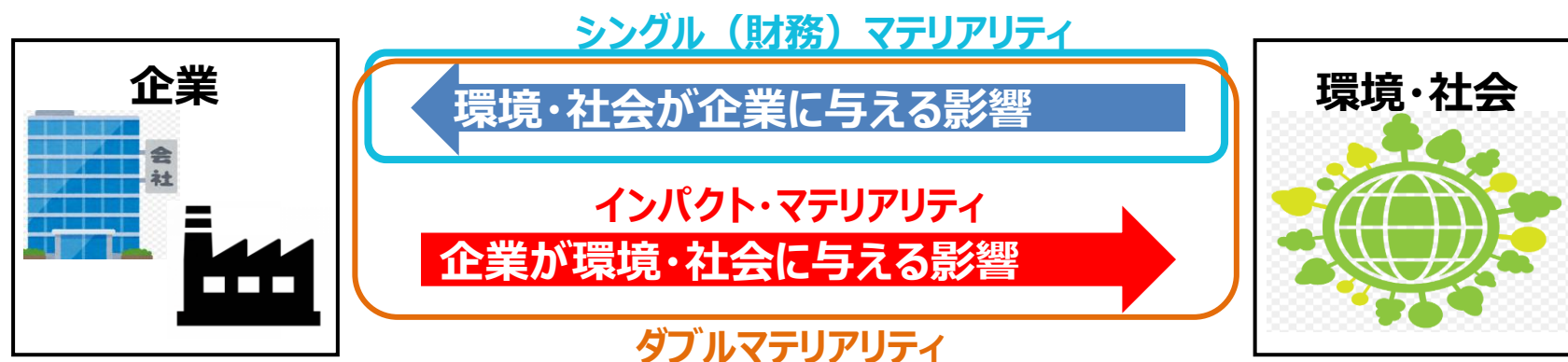
- 開示要求事項については、階層化されており、(1)セクターにかかわらず適用される基準（公表済）、(2)セクター特有の基準、(3)企業特性に応じた基準の3層に分かれている。
- このうち、(1)セクターにかかわらず適用される基準については、大きく、**横断的開示要求**と、**環境・社会・ガバナンス**の4つから構成され、それぞれについて細かく基準が設定されている。

ー サステナビリティが企業に与える財務的影響のみを考慮する、シングル（財務）マテリアリティではなく、それに加えて自社がサステナビリティに与えるインパクトも考慮する、いわゆる**ダブルマテリアリティ**である点が特徴。

公表済のESRS（セクターに係わらず適用される基準）			開発中のESRS
横断的開示要求（横断的ESRS）			
ESRS 1 全般的開示要求事項	ESRS 2 全般的開示事項		セクター特有の基準
トピック別ESRS			上場中小企業向け基準
環境	社会	ガバナンス	第三国基準（N-ESRS） （e,g 日本親会社向け）
ESRS E1 気候変動	ESRS S1 自社従業員	ESRS G1 事業活動(の实践)	
ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーン内の労働者		
ESRS E3 水および海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ		
ESRS E4 生物多様性および生態系	ESRS S4 消費者およびエンドユーザー		
ESRS E5 資源利用および循環経済			

【参考】シングルマテリアリティとダブルマテリアリティの考え方の違い

- マテリアリティとは、企業や組織が優先して取り組むべき「重要課題」のこと。
- **シングル（財務）マテリアリティ**とは、環境や社会の課題が、企業の発展や業績、財務状況など、企業財務にもたらす影響を重視した考え方のこと。主に投資家が利用することを目的としている。
例）TCFD提言（気候変動関連リスクなどによる財務的影響について、情報開示を求める提言）、米国証券取引委員会（SEC）の立場、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）
- **インパクト・マテリアリティ**とは、企業が、自社操業ならびに上流および下流のバリューチェーンに関連して、環境や人々に与える影響（インパクト）を重視した考え方のこと。主にインパクトを受けるまたは関心のある人々（消費者、従業員、市民など）が利用すること目的としている。
- **ダブルマテリアリティ**とは、企業への財務的影響（シングル（財務）マテリアリティ）と、企業活動が社会や環境に与える影響との2つの側面から受ける影響を重視した考え方のこと。投資家のみならず、消費者、従業員、市民などが対象。
例）CSRD、ESRS、TNFD*1（自然関連財務情報開示タスクフォース）



（出典）欧州委員会 “Draft delegated regulation-supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards”（2023年6月）を基に作成。

*1: TNFDはシングルマテリアリティとダブルマテリアリティのどちらかを任意で選択することが可能

ESRSの開示要求事項

- ESRSは合計12の基準から構成される。

カテゴリー	基準番号	名称	例
横断的基準	ESRS1	全般的原則	ESRS全体の構成や基本となるコンセプト、情報開示にあたっての全般的要件を示す。 例) 企業はダブルマテリアリティの原則に基づいてサステナビリティ情報を開示するなど
	ESRS2	全般的開示事項	企業がサステナビリティ情報を開示する上で分野に関わらず、すべての事業やサステナビリティのテーマ全体に横断的に適用される開示項目が示されており、開示の基礎となる情報や「ガバナンス」「戦略」「影響・リスク・機会の管理」「指標と目標」について示す。 例) 報告が連結か単体か、ガバナンスについてはガバナンス機関の構成、戦略については主なステークホルダーなど
環境	ESRS E1	気候変動	例) GHG排出量の削減目標の設定、GHG排出量（スコープ1,2,3）、カーボンプレジットの利用など
	ESRS E2	汚染	例) 大気・水・土壌に排出される汚染物質、マイクロプラスチックの排出量など
	ESRS E3	水と海洋資源	例) 水の消費量など
	ESRS E4	生物多様性と生態系	例) 保護区や生物多様性重要地域またはその付近において所有等されている場所の数及び面積など
	ESRS E5	資源の利用と循環型経済	例) リサイクル性、廃棄物の量など
社会	ESRS S1	自社の従業員	例) 従業員数（国別、男女別、正規・非正規など）賃金の適切性、障害者割合、健康安全指標（労働災害数）、男女賃金格差、自社従業員の差別事例など
	ESRS S2	バリューチェーンにおける労働者	例) バリューチェーン上の労働者の労働条件、バリューチェーンにおける労働者の人権問題や事件についての報告など
	ESRS S3	影響を受けるコミュニティ	例) 影響を受けるコミュニティへの負のインパクトの削減目標を期限を設定した上で開示するなど
	ESRS S4	消費者およびエンドユーザー	例) データ流出に伴う風評リスク、企業が消費者に与えるインパクト等に対するアクションや方針など
ガバナンス	ESRS G1	企業行動（Business Conduct）	例) 企業文化をどのように発展・促進・評価するか、内部告発者をどのように保護するか、汚職防止・贈収賄防止の研修プログラム、ロビー活動の主なテーマと企業の立場、政治献金に関する情報、特に中小企業に対する支払い遅延を防止するための方針など

ESRSの開示要求事項

- 10のトピック別のESRSの中には、82の開示項目（Disclosure Requirement）があり、それぞれの開示項目は更に1,000以上の具体的なデータポイントに分かれる。最終的に開示が求められているのは、データポイント単位。
- データポイントは、任意や条件付の項目が、全体のおよそ3割程度に止まるため、半分以上の項目は必須項目とされている。全データポイントの内、重要なサステナビリティ項目に係るデータポイントの開示が必要となる。

開示項目（Disclosure Requirement）

E1-1：移行計画

E1-2：気候変動を緩和するための方針

E1-3：気候変動を緩和したり、気候変動に適応するための方針に関連する取組やリソース

E1-4：気候変動を緩和したり、気候変動への適応に関する目標

E1-5：エネルギー消費量と構成

E1-6：GHGのスコープ1、2、3および総排出量

E1-7：カーボンクレジットによるGHG削減への取組

E1-8：内部炭素価格制度

E1-9：重要な物理的リスク・移行リスクおよび気候関連の機会から予測される財務への影響

具体的な開示指標（Data Point）

化石燃料からのエネルギー総消費量

原子力からのエネルギー総消費量

再生可能エネルギーからのエネルギー総消費量

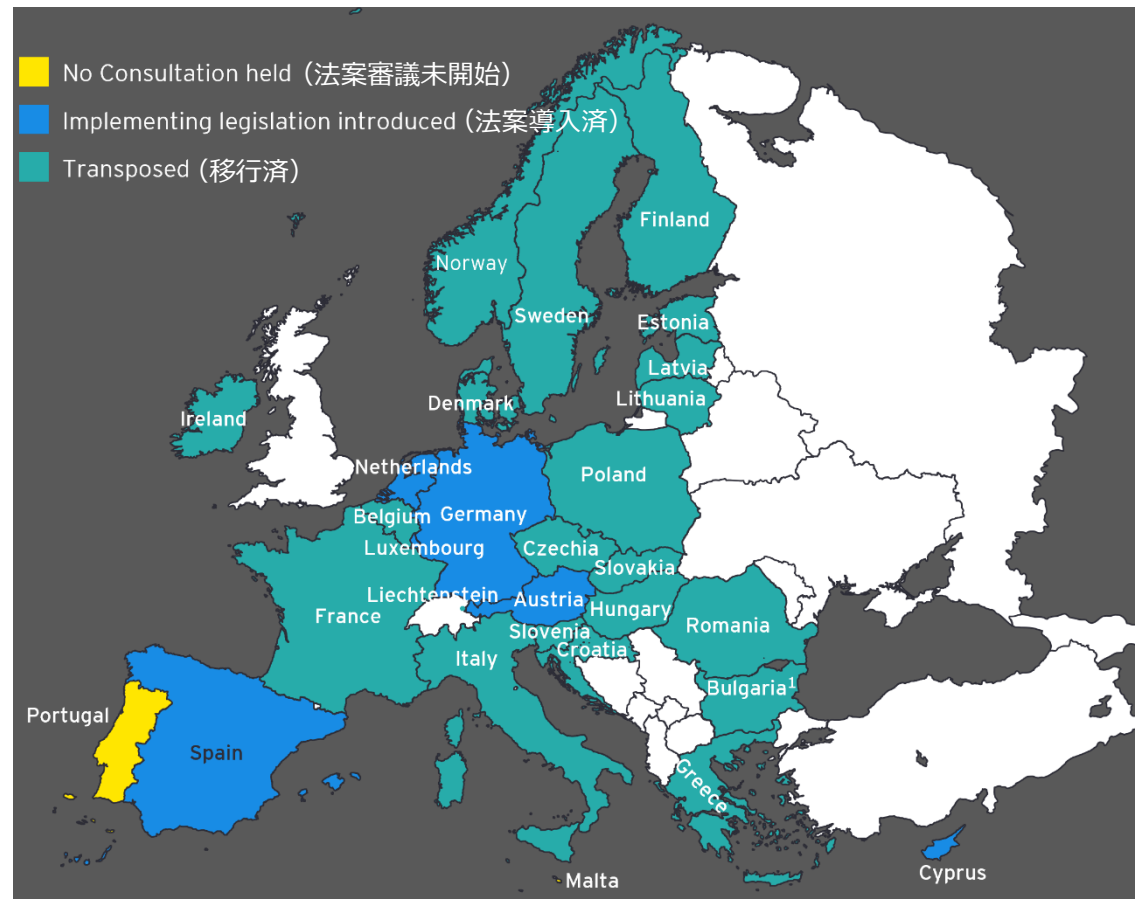
・

・

・

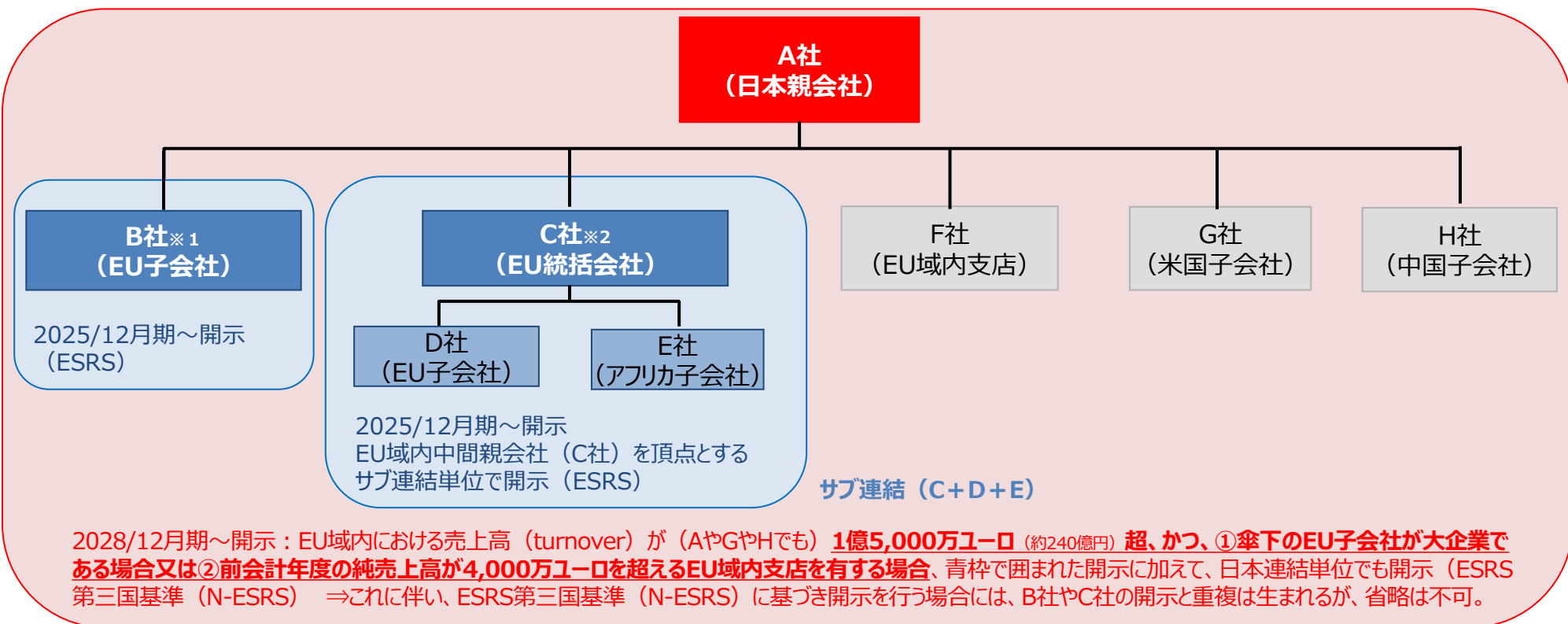
CSRDの各国内法への移行状況（2025年2月20日時点）

- CSRD開示府令では、EU加盟国が2024年7月6日までにそれぞれの国内法に移行が求められている。
- 現状、CSRDの国内法への移行がまだ一部の加盟国で完了しておらず、各法域で適用される規則に違いが生じている。
- 移行されていない法域では、以前の指令である非財務報告指令（NFRD）を基礎とした適用が行われる。



CSRDの適用方法

- EU域内の子会社が大企業または大規模グループの場合は、25年度（12月決算企業であれば25年12月期、3月決算企業であれば26年3月期）からESRSに基づく開示が求められる。
- 日本親会社の連結ベースについては、2028年12月期からESRS第三国基準（N-ESRS）に基づく開示が求められる。（26年6月末、採択予定。）



・大企業：①総資産残高2,500万ユーロ (約40億円) 超、②純売上高5,000万ユーロ (約80億円) 超、③従業員数250人超、のうち、2つ以上を満たす企業。

・大規模グループ：子会社を含む連結単位で、上記①～③のうち2つ以上を満たすグループ。

ー ー ただし、閾値については物価変動等により、変化していく可能性。

※1：B社は大企業。

※2：D社がE社が大企業の場合であっても、C社がESRSに基づく開示を行えば、D社やE社の個々の開示は免除可能。

注) 日本円換算は、1EUR=約160円とした場合。

ESRS第三国基準（N-ESRS）の概要

- 一定の要件を満たす第三国企業へは、親会社の連結ベースで、ESRS第三国基準（N-ESRS）に基づいた開示が求められる。
- インパクト・マテリアリティにかかる部分を開示。

ESRS第三国基準（N-ESRS）の設計思想

CSRD上で明記されたEU域外適用時に係る条文の特徴

- 特徴①： EU域内で生じた売上高に関するインパクト情報に限定する文言が入っている
- 特徴②： 財務マテリアリティに関する開示が求められていない

ESRS第三国基準（N-ESRS）の基本設計思想

EU域内のESRSを出発点として、取り除くべき条項について削除していく

- ▶ リスクおよび機会に係る情報の削除
- ▶ 上記の削除によって補足すべき事項の加筆・修正

公表スケジュール

- 当初のスケジュールでは、2025年初に第一次草案が公表、その後120日間のパブリック・コンサルテーション期間が設けられたのちに、2026年6月末に採択予定であった。
- ー しかし、欧州委によるオムニバスパッケージの提案（後述）等により、2025年2月現在、草案はまだ公表されていない。
- 当初スケジュールのとおりに進んだ場合には、第三国は28年12月期からN-ESRSに基づく開示が求められる。

1. CSRD・ESRSの基本情報
2. CSRDに関する最新動向
3. Mixed Approachの検討
4. ご議論頂きたい事項

最近の動向（CSRD）

- 「EU競争力コンパス」において、競争力確保のために、報告義務の負担軽減を明記。

EU競争力コンパス（A Competitiveness Compass for the EU）

- 「ドラギレポート」（24年9月）を受け、2025年1月に欧州委員会は、「EU競争力コンパス」を公表。
- EU内での手続き負担を一般の企業で現状より25%、中小企業は35%減らすと明記。
- 第一弾として、CSRD、CSDDD（企業持続可能性デュー・デiligence指令）、EUタクソノミの簡素化を行うと明記。
- CSRD、CSDDD、EUタクソノミの報告義務の重複を解消する「オムニバス法案」の議論がある。

▽ EU競争力コンパス“2.1. Simpler, lighter, faster: ensuring that EU regulation is fit for competitiveness”より一部抜粋と仮訳

This Commission will deliver an unprecedented simplification effort.

~ To ensure sustained and measurable efforts over the years ahead, the Commission has set ambitious quantified targets for reducing reporting burden: **at least 25% for all companies** and at least 35% for SMEs.~

This will start next month **with the first of a series of Simplification Omnibus packages**. The first Omnibus will, among others, **cover a far-reaching simplification in the fields of sustainable finance reporting, sustainability due diligence and taxonomy**. In line with the objectives of the sustainable finance framework to mobilise investment in the clean transition, the Commission will ensure better alignment of the requirements with the needs of investors, proportionate timelines, financial metrics that do not discourage investments in smaller companies in transition, and obligations proportionate to the scale of activities of different companies. It will notably address the trickle-down effect to prevent smaller companies along the supply chains from being subjected in practice to excessive reporting requests that were never intended by the legislators.

To ensure proportionate regulation adapted to companies' size, **a new definition of small mid-caps will soon be proposed**. By creating such a new category of company, bigger than SMEs but smaller than large companies, thousands of companies in the EU will benefit from tailored regulatory simplification in the same spirit as SMEs. ~

欧州委員会は、前例のない簡素化の取り組みを実施する。

~、欧州委員会は報告義務の負担軽減について、野心的な数値目標を設定した。すなわち、**すべての企業について少なくとも25%**、中小企業については少なくとも35%の削減である。~

これは来月、**一連の簡素化オムニバス・パッケージの第一弾として開始される予定である**。第一弾のオムニバスでは、**サステナブル・ファイナンス・レポーティング、サステナビリティ・デュー・デiligence、タクソノミーの分野における広範囲にわたる簡素化が対象とある**。サステナブルな金融フレームワークの目的であるクリーンな移行への投資を動員するという目的に沿って、欧州委員会は、投資家のニーズに合わせた要件の改善、適切なスケジュール、移行中の小規模企業への投資を妨げない財務指標、および各企業の事業規模に応じた義務を確保する。特に、サプライチェーン上の小規模企業が、立法者の意図とは異なる過剰な報告要求を実際に行われることを防ぐためのトリクルダウン効果に対処する。

企業の規模に適した規制を確保するために、**中堅企業（small-mid caps）の新たな定義がまもなく提案される予定である**。中小企業よりも規模が大きく、大企業よりも小さい新たな企業カテゴリーを設けることで、EU内の数千社が中小企業と同じ精神に基づく規制緩和の恩恵を受けることになる。

最近の動向（CSRD）

- 欧州では、報告負担の軽減の議論が沸き起こっており、見通しは不透明。

欧州議会の最大会派・欧州人民党（EPP）

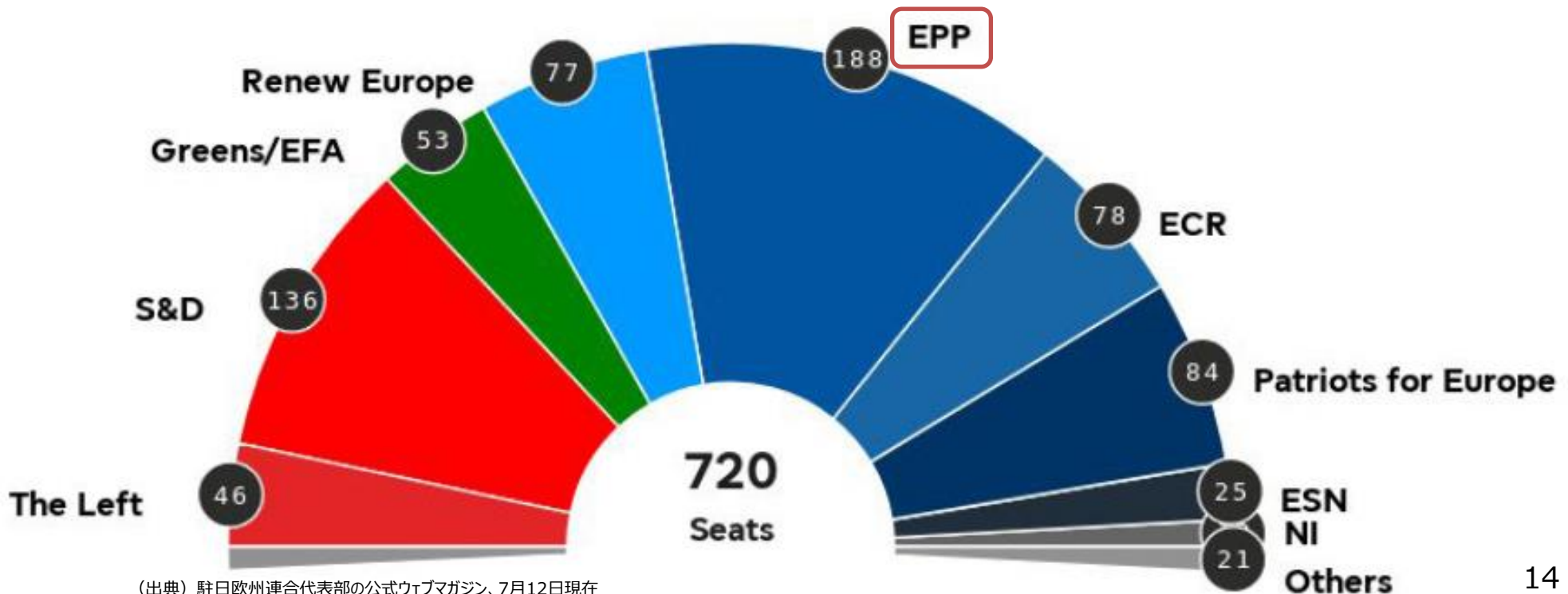
- 2025年1月18日のEPP（※）の会合で「域内産業の競争力強化に向け、規制の簡素化を求める文書」を採択。
- 会合には、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長も出席。
- 過剰な規制が米国や中国に比べてEUの生産性が低下している主な要因であるため、より大胆な行動が必要であると強調。（※）24年6月の欧州議会選挙では、規制簡素化を掲げたEPPが勝利していた。
- ただし、EPPの提案が必ずしも通るわけではなく、見通しは不透明。

<具体的提案>

- CSRD、CSDDD、EUタクソノミ等を2年間停止。
- その間に、CSRD、CSDDD、EUタクソノミのオムニバス法案の対象企業を従業員1000人超の大企業に限定し、SMEへの影響を排除する。（CSRD対象企業は従業員250人超）
- 大企業の報告義務を少なくとも50%減らす。

(参考) 2024年欧州議会選挙の結果

- 欧州連合（EU）の加盟27カ国で24年6月、5年に一度の欧州議会選挙（定数720）の投票が行われた。開票の結果、親EU勢力3会派が過半数を維持。
- 親EU勢力では、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が所属する、最大政党グループの中道右派「欧州人民党（**EPP**：Group of the European People's Party）」は188議席獲得。第2勢力の中道左派「欧州社会民主進歩同盟（S&D：Group of the Progressive Alliance of Socialists and Democrats in the European Parliament）」は136議席。中道リベラルの「欧州刷新（RE：Renew Europe Group）」は77議席。



最近の動向（CSRDに関連したオムニバス法の提案概要）

- 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表。
- オムニバス法は、N-ESRSの開発基礎となっているESRSに影響を与える。

（ESRSの改訂）

- ✓ ESRSの既に公表された基準を6ヶ月以内に改訂することを求める。
 - ・不要なデータポイントを削減し、一般目的の報告に不要なものを廃止
 - ・定量データを優先し、記述的な開示を削減
 - ・必須項目と任意項目を明確化
- ✓ 結果として、グローバルなサステナビリティ報告基準との相互運用性がさらに強化。

（その他）

- ✓ セクター別ESRSの削除：データポイントの増加を防ぐため、業界別基準を撤廃
- ✓ 保証に関するガイドラインの策定：保証プロバイダーが実施すべき手続きの明確化
- ✓ 2028年の合理的保証（Reasonable Assurance）導入を削除（現行の「限定保証（Limited Assurance）」の負担が既に非常に大きいため）
- ✓ ダブルマテリアリティの維持。
- ✓ 今後、欧州議会、EU理事会に提案される予定。

最近の動向（CSRDに関連したオムニバス法の提案概要）

- 適用対象企業の従業員人数や売上高の閾値を引き上げ。
- 報告義務の適用を延期。

適用対象企業

		改正案	現行：EU上場企業以外の大会社の場合
EU域内企業 (例：EU域内 子会社)	連結	- 平均従業員1,000人超 かつ - 売上高5,000万ユーロ超 または 総資産2,500万ユーロ超	大規模グループ（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える）
	単体	- 平均従業員1,000人超 かつ - 売上高5,000万ユーロ超 または 総資産2,500万ユーロ超	大会社（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える）
EU域外企業 (例：日本の 親会社)	連結	- EU域内 売上高 4億5,000万ユーロ超 かつ - EU域内に大会社であるEU子会社あり（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える） または域内にEU支店あり（売上高5,000万ユーロ超え）	- EU域内 売上高 1億5,000万ユーロ超 かつ - EU域内に大会社であるEU子会社あり（売上高5,000万ユーロ、総資産2,500万ユーロ、従業員数250人の3つのうち2つを超える） または域内にEU支店あり（売上高4,000万ユーロ超え）

適用対象時期

		改正案	現行：EU上場企業以外の大会社の場合
EU域内企業 (例：EU域 内子会社)	連結	2027年 1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば27年12月期開示)	2025年 1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば25年12月期開示)
	単体	2027年 1月1日以降に開始する事業年度	2025年 1月1日以降に開始する事業年度
EU域外企業 (例：日本の 親会社)	連結	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば28年12月期開示)	2028年1月1日以降に開始する事業年度 (12月決算企業であれば28年12月期開示)

1. CSRD・ESRSの基本情報
2. CSRDに関する最新動向
3. Mixed Approachの検討
4. ご議論頂きたい事項

N-ESRSにおけるMixed approachの検討（1/3）

- Mixed approachとは、「N-ESRSでは、気候変動以外の項目については、EU市場で販売される製品または提供されるサービスに関連するインパクト情報に限定するオプション」のこと。

経緯：欧州委員会によるMixed approachの提案

- 2024/11/7の会合にて、欧州委員会（DG FISMA）がEFRAG に対して、**Mixed approach**を導入するよう要請。
 - ―― **Level playing field**の確保とESRSの導入に伴う**Extraterritoriality**を天秤にかけた時にバランスが取れるアプローチ。
 - ―― EU域内に限らず開示を行うGlobal approachは、ECはCSRDで定められている、「**EU域内の売上にかかるインパクト情報を開示する**」との文言に反するため、EU域内への影響に限定したMixed approachが適切との主張。
- これに対して、EFRAG SRB（Sustainability Reporting Board）は、ESRSのE1（気候変動）以外の項目については、EU域内の顧客への製品・サービスの売上に関する影響（＝EUスコープ）に限定する、という選択肢（option）を提示。

SR TEG（Sustainability Reporting Technical Expert Group）は以下7点を理由に反対。

- ① 法的根拠が不明確である。
 - ② 製品・サービスのPAT※（policies, actions, targets）をEU域内と域外に分けることへの影響。
 - ―― 例：EU域内への製品はグリーンで、EU域外への製品はグリーンでない、などと分けることは困難。
- ※PATとは、「社会や環境へ及ぼす負のインパクトを最小限に抑えるための政策や行動、目標」のこと。
- ③ 地理的に事業が分かれているようなケースを除き、**EU域内への売上とEU域外への売上を分けて情報を入手することは困難である**ほか、企業の**組織構造や事業単位、リスク管理もEU域内と域外では分けられていないケースが通常**であるため、こうした情報を確保することの**実現可能性（feasibility）に大きな疑問がある**。
 - ④ Mixed approachに基づく報告書は、法定開示書類や内部管理資料との整合性がないため、監査におけるfeasibilityが確保されない可能性。
 - ⑤ 気候変動以外に関する情報の透明性が制限されてしまうため、EU域内企業と域外企業とのLevel playing fieldが確保されない。
 - ⑥ 特に、人権に関する多くの指標の開示が限定的になる懸念がある。これによる風評リスクと、Mixed approachを導入する政策的意図の両者を考慮することが重要。
 - ⑦ サステナビリティはholisticな課題であるため、第三国基準においても、全てのトピックをカバーした包括的なアプローチを採用すべき。

（出典）

・EFRAG” EFRAG SR TEG meeting 07 November 2024”

<https://www.efrag.org/en/news-and-calendar/meetings-calendar/efrag-sr-teg-meeting-07-november-2024>

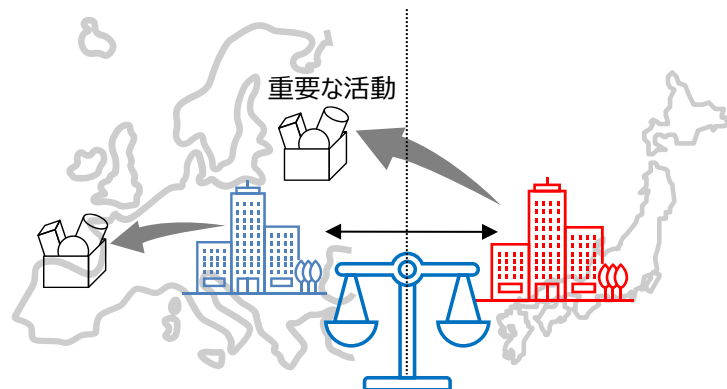
・EFRAG”EFRAG TEG Meeting 03 December 2024”

<https://www.efrag.org/system/files/sites/webpublishing/Meeting%20Documents/2410301452116762/02-01%20NESRS%20ED%20Cover%20note%20SRB%20241203.pdf>

N-ESRSにおけるMixed approachの検討 (2/3)

参考資料

- “公平な競争条件”と“域外性”から派生したMixed Approach

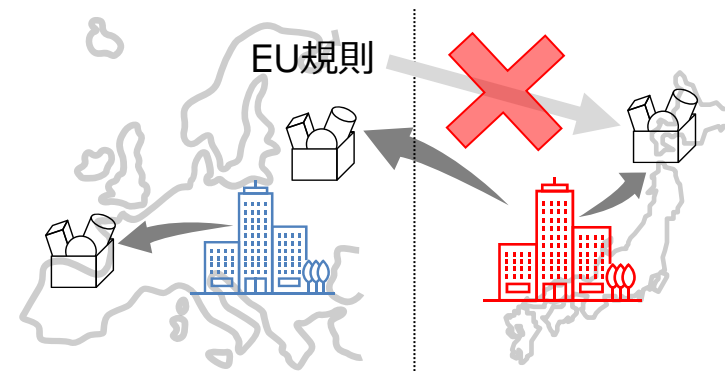


公平な競争条件 (Level playing field)

EUにおける企業はビジネスを行う上で全世界で開示

↓
EU域外企業もEUでビジネスを行う上では全世界開示

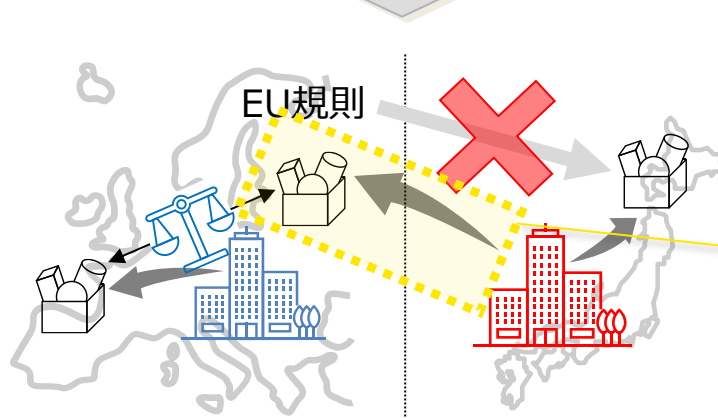
VS



治外法権 (Extraterritoriality)

EU域外においてEU法を課せない域外性 (“治外法権”)

↓
EU域外の第三国企業に開示義務を課すことはできない。



Mixed approach

気候変動以外の基準の適用にあたって、EU市場で販売される製品または提供されるサービス（または合理的にそのように想定される）に関連する、自社操業およびその上流および下流のバリューチェーンに起因するインパクトに関する情報に範囲を限定

N-ESRSにおけるMixed approachの検討 (3/3)

- Global approach、Mixed approachそれぞれにメリットと課題がある。

Global approachのメリット	課題
✓ 現在は、企業がESGの格付けを受ける際に、格付けのベースとなる基準が不透明。今後、ESRS/N-ESRSが適用されると、格付けの際にESRS/N-ESRSに基づく開示情報が参照される可能性がある。 ✓ その際に、ESRS/N-ESRSに基づく開示を行っている日本企業は、より良い格付けを受けることができ、グローバルな競争優位性を発揮出来る可能性。 ✓ グローバルでESG開示対応が進むことによりバリューチェーン上での情報要求への対応がしやすくなる。	✓ グローバルな情報を開示するにあたってデータ収集対応に負担がかかる。 ✓ 開示に消極的な企業が、ESRS/N-ESRSに基づく開示を行わない場合には、法令遵守に厳格な企業が詳細な開示を行うことによる負担が相対的に大きくなる。
Mixed approachのメリット	課題
✓ 気候変動部分以外は、EU域内への影響のみを開示すれば良いため、日本企業にとって、開示負担が軽減される可能性。	✓ ガイダンスが策定されなければ、EU域内へのインパクトを切り出すことは困難。（特にEU域内だけのインパクトデータを集めたことがない） ✓ ガイダンスを策定するとしても、EU域内のインパクトを切り出すことができる詳細なガイダンスの策定が困難な可能性。

- Global approach、Mixed approachそれぞれに、メリットや課題がある。

1. CSRD・ESRSの基本情報
2. CSRDに関する最新動向
3. Mixed Approachの検討
4. ご議論頂きたい事項

本日ご議論いただきたい事項

1. Global approachの場合、欧州で活動する日本企業への**具体的**な影響をどう考えるか。
2. Global approachの場合、欧州経済に**具体的**にどういった影響が生じるか。

例) ①雇用喪失・ナレッジ欠損リスク

現地生産・現地雇用を確保し、現地への技術ノウハウ移植もしているが、欧州撤退でこれがなくなる。

②欧州域内への新規参入のハードル

大企業の閾値付近にある規模の企業はEU市場へ進出をやめる（すなわち欧州への投資が行われない）

③欧州域内での事業縮小・撤退

本規制の適用を逃れるため、または規制の遵守の徹底が難しいため、欧州事業を縮小・撤退する。

④レピュテーションリスク

本国での開示基準対応との二重負荷となるため、欧州に対するネガティブな印象

⑤治外法権（Extraterritoriality）

欧州委員会は、欧州域内で流通・販売される製品への規制の適用を企図しているにもかかわらず、Global approachでは、規制の適用対象を厳密に切り分けできないが故に、本来、規制の対象外である部分にも規制が及んでしまう構図となる。ひいては、欧州規制に対する不信が募り、欧州でのビジネス環境を著しく損なう。

3. Mixed approachを採用した場合、最低限明確化すべき点は何か。